

富栄養化防止へ法改正案 国交省



国土交通省は、東京湾など富栄養化の恐れがある海域や湖沼で、原因となる窒素やリンを大幅に削減するため、下水処理場での高度処理を流域の自治体に事実上義務付けることなどを盛り込んだ下水道法改正案の骨格をまとめました。この改正案は3月上旬通常国会に提出します。

敷地不足などで高度処理施設を造れない自治体は、同じ流域で敷地に余裕がある自治体と協定を結び、義務付けられた削減量も含めて高度処理してもらうことができる排出量取引の規定も盛り込まれます。依頼する自治体は一定の費用を払いますが、自前で造るよりも用地買収費などが無い分、コスト削減につながります。効率的に汚染量を減らす取引の初導入例として注目されそうです。

対象となる海域等の候補は、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明海のほか、湖沼水質保全特別措置法で下水処理などが求められている琵琶湖(滋賀県)、諏訪湖(長野県)など10湖沼。国交省はこの中から、高度処理によって富栄養化の緩和が見込まれる地域を選び、政令で指定する方針です。

削減方法としては 流域を選び、下水処理場から排出される処理水の窒素などの基準を厳しくする 排出基準を守らない場合は、水質汚濁防止法違反で処罰するなど厳格に対応する 高度処理をしないと下水処理場の全面改築に国の補助金を受けられないようにする、などで事実上、自治体への義務化となります。

このほか同法改正案には、下水道に有害な化学物質や油を工場などが誤って流した場合には、事業者に応急措置を求めるとともに下水管理者に通報することを義務付けることも盛り込まれます。

資料:2004年12月24日付 埼玉新聞 P.2

生活環境箇所 重田 郁美

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817
URL : www.knights.co.jp

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

